

2 食産第 3305 号
令和 2 年 9 月 17 日

北海道農政事務所長 殿
各地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省食料産業局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別表及び別紙の一部改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、一部の国又は地域に輸出される食品・飼料等については、放射性物質検査証明書を求められるなどの規制措置がとられており、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、モロッコ食品衛生規制庁により当該規制措置が撤廃されたことを受け、要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

なお、別紙 ZZ-L1「酒類に関する輸出証明書の発行要綱」についても、下記のとおり所要の改正を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 別表 1 について、モロッコの行を削除。
- 2 別紙 ZZ-02 について、モロッコに関連する記述の削除。
(本文 3 の (4)、別紙 1、別紙 4-7、別紙 6、別記様式 2-7)
- 3 別紙 ZZ-L1 について、別紙 7 (モロッコ) を削除。